

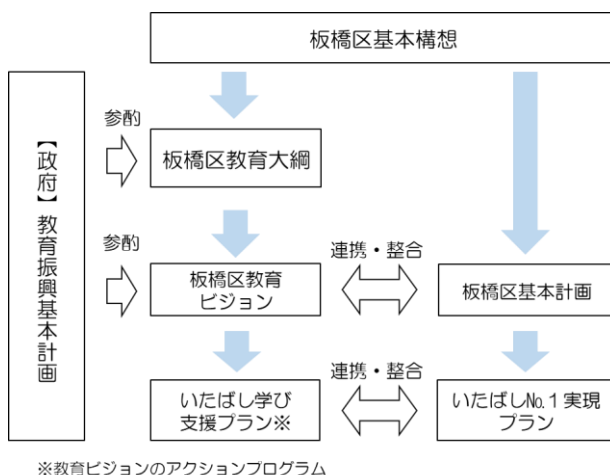
# 次期板橋区教育ビジョン策定の基本方針について

## I 策定の背景・目的

- 本区では、概ね10年後の将来の姿を「板橋区基本構想（以下、「基本構想」という）」で示し、基本構想の実現に向けた、区政の総合的な計画として「板橋区基本計画2025（以下、「基本計画」という。）」を策定している。
- 基本構想で示された教育分野の将来の姿を実現するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき区長が定める「板橋区教育大綱（以下、「教育大綱」という。）」のもと、中長期的な施策体系を定め、総合的・計画的に推進していく指針として、令和7年度までを計画期間とした「板橋区教育ビジョン2025」を策定している。
- 今年2月には、次期板橋区基本構想・基本計画の策定方針が示されたところであり、さらに同年7月には、総合教育会議において、次期板橋区教育大綱を策定することが示された。
- 国が示す、「令和の日本型学校教育」の構築においては、学校の働き方改革、GIGAスクール構想の実現、新学習指導要領の改訂、教育振興基本計画の策定等の取組が進められており、区を取り巻く教育環境は、現行ビジョンの策定時から大きく変化している。
- 以上を踏まえ、次期基本構想・教育大綱・基本計画と連携を図りながら、次期板橋区教育ビジョンを策定する。

## II 教育ビジョンの位置づけ

- 次期教育ビジョンは、現行ビジョンと同じく、教育基本法に基づく「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として策定する。
- 基本構想で示された教育分野の将来の姿、及び、教育大綱における教育施策の方向性の実現に向けて、基本計画との連携・整合性を図りながら、中長期的な施策体系を定め、総合的・計画的に推進していく指針として策定する。



## III 計画期間

教育ビジョンは、計画期間を令和8（2026）年度から令和17年度（2035）年度までとする。

| 令和8年度              | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度             | 令和12年度 | 令和13年度 | 令和14年度             | 令和15年度 | 令和16年度 | 令和17年度 |
|--------------------|-------|--------|--------------------|--------|--------|--------------------|--------|--------|--------|
| 2026               | 2027  | 2028   | 2029               | 2030   | 2031   | 2032               | 2033   | 2034   | 2035   |
| 板橋区教育大綱            |       |        |                    |        |        |                    |        |        |        |
| 板橋区教育ビジョン2035（仮）   |       |        |                    |        |        |                    |        |        |        |
| いたばし学び支援プラン2028（仮） |       |        |                    |        |        |                    |        |        |        |
|                    |       |        | いたばし学び支援プラン2031（仮） |        |        |                    |        |        |        |
|                    |       |        |                    |        |        | いたばし学び支援プラン2035（仮） |        |        |        |

## IV 策定の基本的な考え方・方向性

- (1) 「教育は人が幸せに生きるためにある」ことを価値前提とする
- (2) 一人ひとりの幸せのかたちに即した多様な学びを推進する
- (3) こども基本法の基本理念を尊重する

## V 検討体制

- (1) 外部検討委員会の設置  
学識経験者、地域関係者、学校関係者、公募委員等で構成する板橋区教育ビジョン2035検討委員会（以下「検討委員会」とする。）を設置し、検討する。
- (2) 庁内検討体制  
庁内に関係部署による板橋区教育ビジョン策定本部を設置し、検討委員会に付議・報告する議題等を審議、調査、検討する。

## VI 主なスケジュール

|            |     |                                   |
|------------|-----|-----------------------------------|
| 令和6（2024）年 | 5月  | 板橋区教育ビジョン検討委員会設置・委員委嘱（以降、全6回開催予定） |
|            | 9月  | 教育ビジョン策定方針                        |
| 令和7（2025）年 | 6月  | 教育ビジョン骨子案（中間のまとめ）                 |
|            | 12月 | 教育ビジョン素案<br>パブリックコメント             |
| 令和8（2026）年 | 3月  | 教育ビジョン策定・公表                       |